

コンサルティングサービス利用規約

(一般社団法人地域観光資源開発推進機構 まちづくりサポート会員)

Terms of Service

一般社団法人地域観光資源開発推進機構（以下、「当機構」といいます）は、当機構が運営するコンサルティングサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用について、以下のとおり利用規約（以下、「本規約」といいます）を定めます。

第1条（規約の範囲および変更）

- 本規約は、当機構との間で本サービスに関する契約（以下、「本契約」といいます）を締結したお客様（以下、「利用者」といいます）に適用されるものとし、利用者は本規約を誠実に遵守するものとします。
- 当機構は利用者の承諾なく、当機構の独自の判断により本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の利用規約に基づくものとします。当該変更は予め利用者が当機構に通知したメールアドレス宛の電子メール・当機構ホームページ上の掲示その他当機構が適切と認める方法により通知した時点より効力を生じるものとします。

第2条（利用者の地位および制限事項）

- お客様は、本サービスに関する契約の申込みをすることにより、本規約に同意したものとみなされ、第3条3項の審査に合格した場合に本サービスに関する契約が成立し、お客様は利用者としての地位を得るものとします。
- 利用者は、以下に定める行為は行ってはならないものとします。
 - 当機構もしくは第三者の財産もしくはプライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - 当機構もしくは第三者に、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
 - 本サービスの運営を妨害する行為。
 - 公序良俗に反する行為。
 - 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - 虚偽の申告、届出を行う行為。
 - 本サービスを利用した営業活動もしくは営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、当機構が別途承認した場合には、この限りではありません。
 - 当機構または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - 国内外の法律、法律に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - その他、当機構が本サービスの提供を行う上で不適切と判断する行為。
- 当機構は、利用者に対して、当機構が展開する各種コンサルティングサービスについてのご案内をすることがあります。
- 利用者は、本サービス申込時に届出ることにより、利用者の他に、本サービス利用料金の支払いをする者（以下、「支払者」といいます）を定めることができるものとします。なお、利用者は支払者を定めた場合であっても本契約に基づく全ての債務を負い、支払者における本サービスの利用料金の不払い等に対する責任は、利用者が負うものとします。

第3条（本サービスについて）

- 本サービスは、地域活性化を通じたビジネス展開を目的としたコンサルティングサービスとなります。
- 本サービスは、必ずしもビジネスの成果を保証するものではなく、利用者が事業を実施しない場合には成果が出ない場合があります。その場合であっても、当機構は一切責任を負いません。
- お客様は本サービスを利用するにあたり、当社の定める審査を受ける必要があります。なお、当社は、審査結果のみをお客様に開示し、審査基準及び審査内容を開示することはありません。
- 以下に定める事由に該当する場合、本サービスを利用することができません。
前項に定める審査において当機構が定める評価点以下であった場合。
- 利用者は、本サービスの利用者として、当機構の営業資料等に利用者名を掲載することについて予め承諾するものとします。
- 本サービスの利用期間は、本契約4月1日から翌年3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第4条（本サービスの内容）

- 当機構は、利用者に対して、以下に定めるサービスを提供します。
 - 地域活性化における活動支援、ノウハウ提供
 - 各地の事業事例共有
 - 前号に付随・関連する業務
- 第1項のサービスを提供するにあたり、利用者は本サービスの申込日以前の活動内容がわかる各種資料を当機構へ提出するものとします。

第5条（利用料金・支払方法等）

- 各サービス年会費（12万円）ならびに現地出張時に於ける日当・交通費等の支払い方法については、当機構が定める銀行口座への振込とします。

第6条（実費負担）

- 本サービスの年会費以外に現地出張時に於ける日当・交通費、その他に発生する費用は本サービス利用者の負担とします。

第7条（善管注意義務）

- 当機構は、善良なる管理者の注意をもって、誠実に本サービスを提供します。

第8条（再委託）

- 当機構は、本サービスの提供を円滑に行うため、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。
- 前項の定めにより、再委託する場合、当機構は当該第三者に対して、本契約と同程度の秘密保持義務を負わせることとします。

第9条（秘密保持義務）

- 当機構および利用者、互いに本サービスに基づき相手方から開示された全ての情報を秘密情報として扱い、本サービスを遂行するために必要な範囲のみで使用し、本サービスの利用中はもとより本サービス終了後も、第三者へ開示してはならないものとします。
- 前項の義務は、前項の情報が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないものとします。
 - 相手方から開示を受け、または取得する以前に公知となっている情報。
 - 相手方から開示を受け、または取得する時点において、既に自己が保有していた情報。
 - 相手方による開示または提供の後に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。
 - 公知の情報と照合することによっても、相手方の保有にかかるものであることが識別することができない情報。
 - 第3条（本サービスについて）5項に定める情報。

第10条（中途解約）

- 利用者は、第3条（本サービスについて）6項に定める利用期間中は、本契約の解約及び本サービスの利用中断または停止することはできないものとします。

第11条（解除）

- 当機構および利用者、互いに相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、なんらの催告なく、本サービスを解約することができるものとします。
 - 本規約のいずれかの条項に違反し、書面でその是正を催告されたにもかかわらず、相当な期間内にこれを是正しないとき。
 - 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または、競売開始もしくは担保権実行の申立てを受け、もしくは仮登記担保契約に関する法律（昭和53年法律第78号）第2条に基づく通知を受けたとき。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理、またはこれらに類する法的倒産手続開始の申立てをし、もしくは申立てをされ、または、決定もしくは命令を受けたとき。
 - 手形または小切手につき不渡処分を受けたとき、銀行取引停止処分を受けたとき、または支払停止となったとき。
 - 事業の廃止または合併によらない解散の決議をしたとき。
 - 事業経営が不振となり、倒産のおそれを生じまたは信用を著しく失ったと認められる相当の事由があるとき。
 - 2週間以上にわたり郵送、電話その他通常的手段により連絡を取ることができなくなったとき。
 - 前各号のほか、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本サービスを継続することが著しく困難な事情が生じたとき。
- 本条の定めに基づく解除は相手方に対する損害賠償請求を妨げず、解除した当事者に損害が生じた場合は、相手方にその損害の賠償を請求できるものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 当機構および利用者は、相手方に対して、本サービスの申込日および将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または、団体（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、保証します。
 - 暴力団、暴力団員または暴力団準構成員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - 暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力協力者。
- 当社および利用者は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると

判断した場合、なんらの催告なしに本サービスを解除することができるものとします。

- i. 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合。
 - ii. 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合。
 - a) 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求。
 - b) 有形力の行使に限定しない恣意行為などを含む暴力行為。
 - c) 情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為。
 - d) 被害者団体等属性の偽装による相手方への要求行為。
 - e) その他「暴力団体による不当な行為の帽子等に関する法律」で禁止されている行為。
 - f) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方ならびに相手方の顧客の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
 - g) 相手方に対して、自者が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝える等した場合。
3. 当機構および利用者は、前項により本サービスを解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負いません。

第 13 条（個人情報の取扱）

1. 当機構は、取得した個人情報を法令および各種ガイドラインに従って適正に取得、管理および取り扱いをします。また当機構は当機構の定めるプライバシーポリシーに基づき適正に個人情報を取得し利用することがあります。
2. 当機構は、取得した個人情報を、次の各号に定める目的で利用することができますものとします。
 - i. 本サービスを提供する上で必要な範囲での利用（本サービスを第三者に対して広告もしくは宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含みます。）する場合を含みます。）。
 - ii. 本サービスの品質管理のためのアンケート調査および分析。
 - iii. 本サービスのアフターケア、問い合わせ対応。
 - iv. 本サービスの運営に関する事項についての連絡、追加サービス等の情報提供。
 - v. 本サービスにおけるシステムの維持または不具合に対する対応。
3. 当機構は、予め利用者の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - i. 法令に基づく場合。
 - ii. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、かつ、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすと判断できる場合。
 - iii. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
 - iv. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
 - v. 前各号に準じる場合であって、その利用がやむを得ないと判断される場合であり、かつ利用者の同意を得ることが困難または利用者の同意を得ることにより利用目的が達成できない場合。
4. 当機構は、個人情報を取得するにあたり、予めその利用目的を公表します。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - i. 利用目的を利用者に通知または公表することにより、利用者もしくは第三者の生命、身体、財産その他の権利もしくは正当な利益を害する場合またはそのおそれのある場合。
 - ii. 利用目的を利用者に通知または公表することにより、当社の権利もしくは正当な利益が害される場合またはそのおそれのある場合。
 - iii. 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。
 - iv. 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、かつ利用目的を利用者に通知または公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合。
5. 当機構は、予め利用者の同意を得ないで、個人データ（個人情報の保護に関する法律第 2 条 6 項）を第三者に提供しません。ただし、次の場合はこの限りではありませんので、予めご了承下さい。
 - i. 法令に基づく場合。
 - ii. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、かつ、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすと判断できる場合。
 - iii. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
 - iv. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
 - v. 前各号に準じる場合であって、その利用がやむを得ないと判断される場合であり、かつ、利用者の同意を得ることが困難または利用者の同意を得ることにより利用目的が達成できない場合。
 - vi. 個人情報保護委員会規則で定めるところにより予め次の事項を利用者

に告知または公表し、個人情報保護委員会に届け出ている場合。

- a) 利用目的に第三者への提供を含むこと。
 - b) 第三者に提供されるデータの項目。
 - c) 第三者への提供の手段または方法
 - d) 利用者の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること。
 - e) 利用者の求めを受け付ける方法。
6. 当機構は、利用者から、利用者の個人情報が、予め公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去（以下、「利用停止等」といいます）を求められた場合には、必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の利用停止等を行い、その旨利用者に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合で、かつ、利用者の権利または正当な利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとることが可能である場合は、この代替策をとる場合があります。

第 14 条（有効期限）

1. 本契約の有効期間は、本契約 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、期間満了日の 1 か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第 15 条（在続効）

1. 1. 本契約終了後といえども、第 9 条（秘密保持義務）・第 11 条（解除）2 項・第 12 条（反社会的勢力の排除）3 項・第 13 条（個人情報の取扱）・第 17 条（準拠法および合意管轄）の定め効力は、なお存続するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約終了時に既に発生している債権債務は直ちにこれを精算するものとし、その限りにおいて本規約のうち関連する条項は効力を有するものとします。

第 16 条（協議事項）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じたときは、当機構および利用者は、誠意を持って協議の上、解決するよう努めるものとします。

第 17 条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に関連する当機構と利用者間の裁判上の争いについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。